

規制改革会議 第18回投資促進等
ワーキング・グループ

普通自動車の乗車定員の見直しについて

栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合青年部

現在の自動車運転免許制度について

中型自動車・中型免許

平成19年6月2日から道路交通法の一部が改正され、新たな制度として車両総重量5トン以上11トン未満の自動車等が、**中型自動車**と定義され、これに対応する免許として**中型免許**が追加されました。

中型自動車の基準	
車両総重量	5トン以上11トン未満
最大積載量	3トン以上6.5トン未満
乗車定員	11人以上29人以下

■ 現在の制度（平成19年6月2日以降）

区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員	受験資格
普通免許	5トン未満	3トン未満	10人以下	18歳以上
中型免許	5トン以上11トン未満	3トン以上6.5トン未満	11人以上29人以下	20歳以上 経験2年以上
大型免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上	21歳以上 経験3年以上

※ 平成19年6月1日以前(道路交通法改正前)から普通免許、大型免許を取得していた方は、現在の制度でも運転できる車の範囲は以前と変わりません。

【改正前の普通免許を持っている方が、運転できる車の範囲】
○車両総重量8トン未満 ○最大積載量5トン未満 ○乗車定員10人以下
○改正前の大型免許を持っていた方は、現制度の大型免許を受けているとみなされます。

・改正前の普通免許を持っている方が免許を更新すると、免許の種類は「中型」、免許条件欄に「中型車は中型車(8t)に限る」との表記となります。



※ 中型車は中型車(8t)に限るとは、
車両総重量8t未満、最大積載量5t未満及び乗車定員10人以下に限った中型自動車を示します。
(改正前の普通免許で運転できる車の範囲と同じ)

■ 中型免許試験について

受験できる方	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の方。 普通免許または大型特殊免許を現に受けている方で、その期間が通算2年以上(免許効力停止期間を除く)の方。 東京都に住所がある方。
受験日	平日のみ(注)
受験場所	<ul style="list-style-type: none"> 指定教習所を卒業された方は、府中、釧路、江東運転免許試験場。(適性試験のみ) 直接、試験場で受験される方は、府中運転免許試験場のみ

※ 検査合格証明書をお持ちで、取得時講習を受講する必要のある方は、府中運転免許試験場のみの取扱いになります。

(注) 平日とは月曜日から金曜日までの日で、国民の祝日及びその振替休日、年末年始(12/29~1/3)を除く

旅館・ホテルの送迎対応

- ▶ 10名以下の乗用車にて対応
- ▶ 11名以上のお客様に対しては；
 - ・運転手を別途用意
 - ・運転手+マイクロバスを用意
 - ・車を2台用意
 - ・お客様にお待ちいただく
- ▶ 左記規制前にあった12~15人乗りワゴンの場合
 - ・大型免許以上持っているスタッフ
又は、外注のドライバーで対応

普通自動車免許の乗車定員緩和のお願い

現在10名以下となっております
普通自動車の乗車定員規制の
見直しをお願いしたい

規制緩和のメリット

- ▶ 小規模旅館の集客率の向上に寄与する
- ▶ 社員の配置や就業シフトに余裕ができる
- ▶ 女性スタッフの職種が広がる
- ▶ タクシーやバス業界においても販売チャネルの拡大が図れる
- ▶ レンタカーの利用選択肢が広がる
- ▶ 2次交通の輸送力向上が図れる
- ▶ 中小企業の管理職の負担軽減
- ▶ その他、送迎が必要な業種の経費等軽減になる

景気の回復や東京オリンピックを視野に入れた建設ラッシュ・・・

外国人観光客の増加・・・

大型バス運転手の就業時間の規制などの影響で、人手不足が深刻化しつつあるバス業界・・・

大型免許保持者の採用も難しくなる近い将来、頭数にして5名の差ではありますが、必ずや人員の輸送能力の向上にも繋がり、日本経済の発展に寄与する規制緩和になると信じております。

